

# 文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について (第一次答申)

## 検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた
- 一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務

↓

今後、多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

## これからの時代にふさわしい文化財の継承の方策

### 1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

#### (地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要

#### ○都道府県が策定する大綱的な方針・計画等

都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる

- ・大綱記載事項

都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載

- ・都道府県の役割

都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす

#### ○市町村が策定する地域計画

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「地域計画」という。）を策定できる

- ・計画記載事項

地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載

- ・策定手続

計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成

地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映

- ・国による認定等

市町村は、都道府県を経由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例の2点につき措置

- ・民間の推進主体となる団体

市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

## 2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置付け
  - ・計画の記載事項：文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等（詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理）
  - ・国の認定等：計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続を弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。
  - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できることとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与
- 国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応するため、材質等によって公開日数の上限を延長
  - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一例の基準であったところ、石、土、金属等（金属は一部製品に限る）で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能等について文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備を検討

## 地方文化財行政の推進力強化

### （地方公共団体の文化財に係る体制の充実）

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任としたりすること等が必要

### （地方文化財保護行政の所管）

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声が上がっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された四つの要請（「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」）に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき

- 四つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により四つの要請への適切な対応が必要

#### ＜その他推進すべき施策＞

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携（復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティー等に係る効果的な取組の普及等）

#### ＜中長期的観点から検討すべき課題＞

- 第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項
- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等

# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 概 要

### 1. 文化財保護法の一部改正

#### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

#### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

#### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

#### (4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日